

# 認定基準の一部改正について

2019年9月11日開催の理事会において、「移動式室内足場」の認定基準の一部改正について承認され、即日施行することといたしました。

なお、一部改正の要旨は、次のとおりです。

## 一部改正の主な要旨等

- (1) 厚生労働省が定めている「移動式足場の安全基準に関する技術上の指針（昭和50年 技術上の指針公示第6号）」の「3-1 高さ及び脚輪間隔」と合わせ、脚輪の車軸間の距離を、主軸間の距離に変更した。  
(4の(3)d)
- (2) 固定機構部の点検・整備の規定を削除（4の(8)）
- (3) その他文言の修正

## 移動式室内足場の認定基準の一部改正

### 1. 適用

現行のまま

### 2. 種類

現行のまま

### 3. 材料等

現行のまま

### 4. 構造

- (1) 移動式室内足場は、脚柱台車部及び作業床部を有し、かつ、次の各号に定めるところによるものでなければならない。
  - a 作業床部の最大使用高さが2.0m未満であること。
  - b 作業床部の大きさは、幅40cm以上、長さ60cm以上であること。
- (2) 脚柱台車部は、脚柱、桁材、はり材、横棧、斜材、方杖、脚輪等を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。
  - ~~a 脚輪の車軸間の距離が、作業床部の最大使用高さの35%以上であること。~~  
ただし、図-5に示すような形式のものにあつては、7強度等の(2)「安定度試験」に定める試験方法により試験を行い転倒しないものであること。

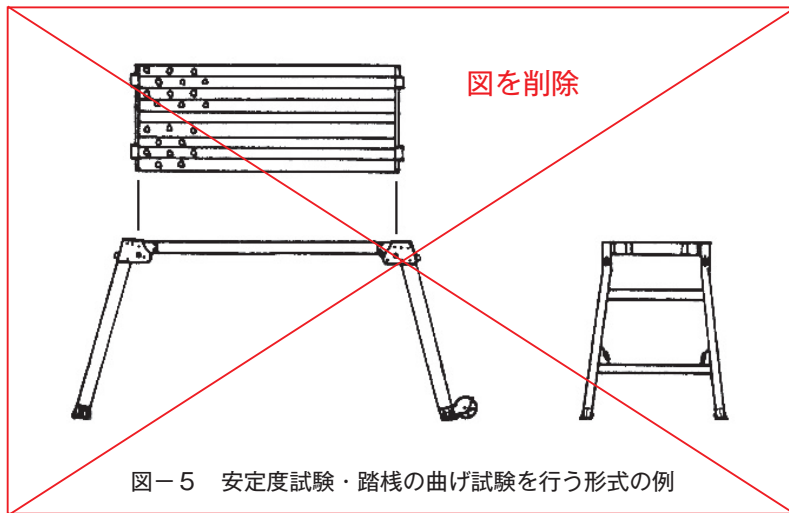


図-5 安定度試験・踏棧の曲げ試験を行う形式の例

- ✦ a アウトリガーを有するものにあつては、前記(1)によるほか、アウトリガーの張り出したときにおける両アウトリガーの接地点間隔が、作業床部の最大使用高さの35%以上であること。
- ✦ b 開脚状態の安定性が確実に保持できるものであること。
- ✦ c 作業床部の端部が積載荷重等により容易に浮き上がりを生じない構造のものであること。

(3) 脚柱台車部の脚輪は、主軸、フォーク、車輪及びブレーキを有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 脚柱と脚輪との接合部は、ボルト止め等により固定したもの又は差し込み式とし、抜け止めのない差し込み式のものにあつては、その差し込み長さは200mm以上であること。
- b 車輪が外径73mm ( $75 \pm 2.0\text{mm}$ ) 以上であること。

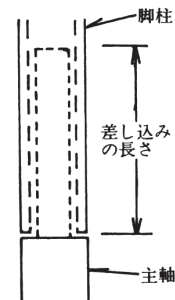


図-56 差し込み式の例

- c 車脚輪が主軸を軸として回転できるものであること。ただし、第2種のものの脚輪については、この限りでない。
- d 脚輪の主軸間の距離が、作業床部の最大使用高さの35%以上であること。  
ただし、図-6に示すような形式のものにあつては、7強度等の(2)「安定度試験」に定める試験方法により試験を行い転倒しないものであること。

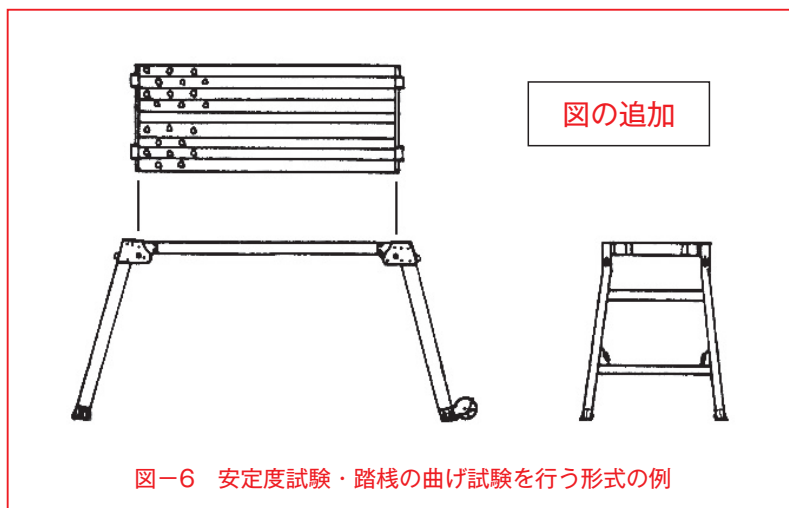
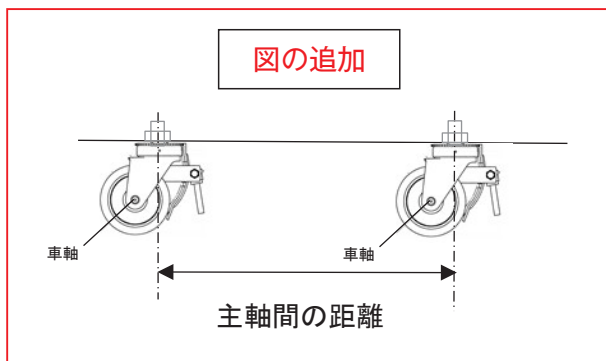


図-6 安定度試験・踏棧の曲げ試験を行う形式の例

- (4) 作業床部の床材は、次によるものとする。
- a 床面が鋼製又はエキスバンドメタル製のものにあつては、これと布材及びはり材等が溶接され、又は折り曲げ加工等により一体化されていること。
  - b 床面がアルミニウム合金製のものにあつては、これと布材及びはり材等が押出成形又は機械的結合等により一体化されていること。
  - c 床面は滑り止めの措置が施されていること。
- (5) 作業床部の床材は、脚柱台車部から脱落しないものとする。
- (6) 作業床部の床材が2枚以上からなるものにあつては、床材と床材との隙間が30mm以内であるものとする。
- (7) 作業床部が折りたたみ構造のものは、開いたときにほぼ水平であること。
- (8) 作業床部の高さが脚柱台車部の脚柱の伸縮により調節できる形式のものにあつては、脚柱の内管がピン等により外管に確実に固定でき、かつ、固定状態が容易に確認できること。次の各号に定めるところによるものとする。
- ~~a 脚柱の内管がピン等により外管に確実に固定でき、かつ、固定状態が容易に確認できること。~~
  - ~~b 固定機構部は、容易に点検、整備ができること。~~
- (9) 直接に作業床へ昇降するものにあつては、安全に昇降できるためのステップ等を備えるものとする。この場合において、使用高さが1.5mを超えるものにあつては、安全に昇降するため作業床から60cm以上の突出した手がかり棒等を設けたものであること。
- (10) アウトリガーを有するものにあつては、必要な張り出し状態を確実に保持できる機能を有するものであること。

**【解説】**

(3) のdの主軸間の距離は、脚輪の回転中心の位置の間隔をいうものとする。



**5. 工作等**

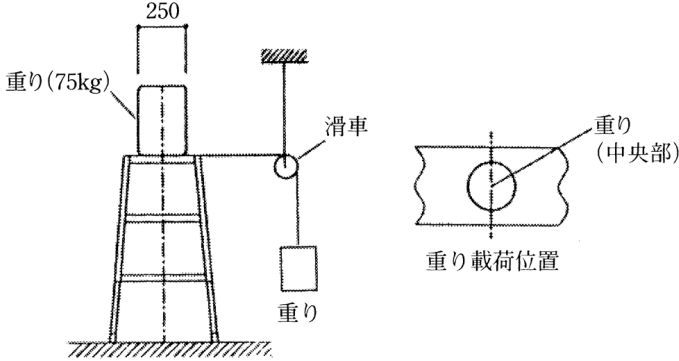
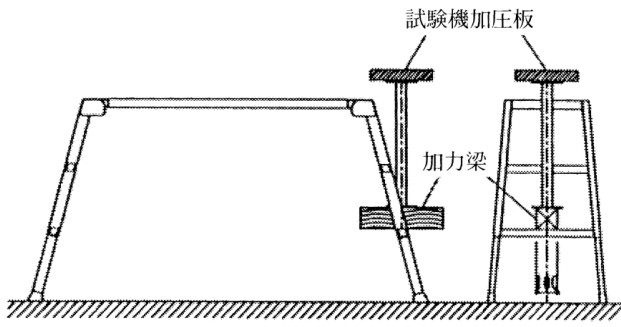
現行のまま

**6. 最大積載荷重**

現行のまま

## 7. 強度等

- (1) 現行のまま
- (2) 4の(3)のただし書のd-aのただし書に示す形式のもので、(1)に定める試験に加えて行う安定度試験及び踏棧の曲げ試験は、次の表の左欄に定める試験方法を行った場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる強度等を有するものでなければならない。

試験方法	強度等
<p>(安定度試験)</p> <p>次の図に示すように、移動式室内足場を開脚状態にし、伸縮型にあつては最大使用高さにし、作業床の長さ方向の中央、かつ、幅方向の中央部に75kgの重りを載せ、作業床の上面で幅方向に15kgの重りをつり下げることにより水平力を与え転倒の有無を調べる。</p>  <p>安定度試験の例</p>	<p>転倒しないこと。</p>
<p>(踏棧の曲げ試験)</p> <p>次の図に示すように開脚状態にした移動式室内足場の踏棧の中央部に、踏棧の長さ方向と直角をなす方向で載せた加力梁（1辺が10cmの角材）を介して鉛直荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。（全ての踏棧について、試験を実施する。ただし、全ての踏棧が、材質、板厚、形状及び接合方法等が同じもの場合は、最下段の踏棧のみで、他の踏棧は省略することができる。）</p>  <p>踏棧の曲げ試験の例</p>	<p>荷重の最大値 2.94kN以上</p> <p>平均値 3.24kN以上</p>

### 【解説】

表の右欄の平均値については、第1章第1節の7の(1)と同趣旨である。

## 8. 表示

現行のまま